
平成30年 第4回(定例)吉賀町議会会議録(第4日)

平成30年12月14日(金曜日)

議事日程(第4号)

平成30年12月14日 午前9時00分開議

- 日程第1 議案第89号 訴えの提起について
- 日程第2 議案第90号 訴えの提起について
- 日程第3 議案第91号 訴えの提起について
- 日程第4 議案第92号 訴えの提起について
- 日程第5 議案第93号 訴えの提起について
- 日程第6 議案第94号 訴えの提起について
- 日程第7 議案第95号 訴えの提起について
- 日程第8 議案第96号 訴えの提起について
- 日程第9 議案第97号 訴えの提起について
- 日程第10 議案第98号 吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第99号 吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第100号 吉賀町学校基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第101号 吉賀町福祉センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第102号 吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第103号 平成30年度吉賀町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第104号 平成30年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第105号 平成30年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第18 議案第106号 平成30年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第19 議案第107号 平成30年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第20 議案第108号 平成30年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第21 議案第109号 平成30年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第22 議案第110号 平成30年度吉賀町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第23 発議第5号 子どもと電子メディアに関する対策を求める意見書(案)
- 日程第24 陳情第4号 通称岡谷の改良工事について
- 日程第25 閉会中の継続審査について

日程第26 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第89号 訴えの提起について
日程第2 議案第90号 訴えの提起について
日程第3 議案第91号 訴えの提起について
日程第4 議案第92号 訴えの提起について
日程第5 議案第93号 訴えの提起について
日程第6 議案第94号 訴えの提起について
日程第7 議案第95号 訴えの提起について
日程第8 議案第96号 訴えの提起について
日程第9 議案第97号 訴えの提起について
日程第10 議案第98号 吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第11 議案第99号 吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第12 議案第100号 吉賀町学校基金条例の一部を改正する条例について
日程第13 議案第101号 吉賀町福祉センター条例の一部を改正する条例について
日程第14 議案第102号 吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第15 議案第103号 平成30年度吉賀町水道事業会計補正予算（第1号）
日程第16 議案第104号 平成30年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
追加日程第1 議案の撤回について
日程第18 議案第106号 平成30年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第19 議案第107号 平成30年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第3号）
日程第20 議案第108号 平成30年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第21 議案第109号 平成30年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
日程第22 議案第110号 平成30年度吉賀町一般会計補正予算（第5号）
日程第23 発議第5号 子どもと電子メディアに関する対策を求める意見書（案）
日程第24 陳情第4号 通称岡谷の改良工事について
日程第25 閉会中の継続審査について
日程第26 閉会中の継続調査について
-

出席議員（12名）

1 番 松蔭 茂君	2 番 三浦 浩明君
3 番 桜下 善博君	4 番 桑原 三平君
5 番 中田 元君	6 番 大多和安一君
7 番 河村 隆行君	8 番 大庭 澄人君
9 番 河村由美子君	10番 庭田 英明君
11番 藤升 正夫君	12番 安永 友行君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	岩本 一巳君	副町長 ……………	赤松 寿志君
教育長 ……………	光長 勉君	教育次長 ……………	大庭 克彦君
総務課長 ……………	野村 幸二君	企画課長 ……………	深川 仁志君
税務住民課長 ……………	齋藤 明久君	保健福祉課長 ……………	永田 英樹君
産業課長 ……………	山本 秀夫君	建設水道課長 ……………	早川 貢一君
柿木地域振興室長 ……………	栩木 昭典君	出納室長 ……………	中林知代枝君

午前 9 時 00 分開議

○議長（安永 友行君） ただいまの出席議員数は 12 人です。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付したとおりです。

日程第 1. 議案第 89 号

○議長（安永 友行君） 日程第 1、議案第 89 号訴えの提起についてを議題とします。

議案 89 号から 97 号、110 号まで、関連をしますが、初日の答弁残りがありますので、齋藤税務住民課長より内容については、私債権の時効及び延滞金についてですが、説明をさせます。

○税務住民課長（齋藤 明久君） それでは、答弁残りがありましたので、まず、時効の期間のほ

うから説明させていただきます。

お手元に本日配付しました資料のとおり、私債権の種類及び時効の期間を載せた資料がありますので、確認をしていただきたいというふうに思います。

で、1点、私債権の時効に関してであります。既に民法が改正されておまして、この施行が再来年、新元号でいうと2年になるんですが、4月1日にその条項が施行されるようになります。それになりますと、私債権の時効は全て5年ということになっておりますので、そのことだけは伝えております。この表については、現在の時効の期間ということで御確認をいただきたいというふうに思います。

それから、2点目です。私債権の延滞金についての部分であります。私債権の延滞金の徴収ですが、先般も回答しましたが、私債権について延滞金の徴収はできません。しかしながら、遅延損害金——債務不履行による損害賠償ということなんですが——を請求することができるということになっています。これは、民法第415条の規定によるもので、この場合の利率は、民法で規定してある法定利率を適用し、現在、年5%ということになっております。この率についても、今回の民法の改正によりまして、同じ2020年4月1日より3%となるということになっております。

現在、本町では私債権の遅延損害金は徴収しておりません。さまざまな私債権があるわけでありまして、これを統一した対応をとる必要があるということ。また、その取り扱いについてですが、多くの課にわたっているというようなことから、遅延損害金の徴収につきましては、今後、債権徴収対策委員会において協議してまいりたいというふうに考えているところです。

以上、説明をさせていただきました。

○議長（安永 友行君） 以上で、答弁残りについての説明は終わりました。

本案については質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 全員協議会の説明資料のほうの5ページ、6ページで、私債権取り立ての流れについて説明がされております。

で、訴訟になって、その後、和解ということになった場合、議会との関係はどのようになるのか、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 済みません。当然、結果については報告をしなければならないというふうに思っているところです。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 今の裁判を起こすときも、地方自治法によって議会の議決が必

要なわけですが、その中に、和解。これは裁判に持ち込まれたときかどうかのを、ちょっと読み切れないので、それで、今の裁判に持ち込んだ場合の和解について、今、お聞きをしておりますので、もう一度確認して、答弁を願います。

○議長（安永 友行君） 今、11番議員の質問に対して、ちょっと調べますので、休憩をとります。

午前9時07分休憩

.....
午前9時20分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

齋藤税務住民課長のほうから、先ほどの答弁残りについて答弁をしていただきます。齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 大変失礼しました。和解ですが、今回、議案の中で、訴えと和解の部分も議決をいただくということに（「済みません、聞こえなので、はっきり言うてください」と呼ぶ者あり）今回、訴えの提起の中で、その訴えと和解の議決もいただくことになっております。和解については、それで議決をしていただくということですので、その和解の内容についての議決というのは、する必要がないこととなります。

で、この経過なり、結果については、議会のほうには説明したいというふうに思っておるところです。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） その場合ですが、今の社会福祉士等修学資金貸与条例の中で、返還の免除、第7条に、災害、疾病、死亡、その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難であると認められたときという文言があります。

この点について、裁判の中で、こういうことが明らかになったという場合に、恐らくこの場合、裁判所のほうから和解が提起されるであろうと推測はされます。

そういう場合は、もう今の免除ということを理由に、何らかの措置がされた場合、町の姿勢としてどういうふうに臨むのか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 齋藤課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 今後、調査等でそういう事例が判明した場合ということだというふうに思いますが、そういう場合には、やはり債権を放棄することもやむを得ないというように考えているところです。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 和解に対しての議決は必要ないと言われましたんですけど、和解

した後の内容は、当然公表されるのかということと、あと、裁判を起こすに当たり、損害賠償請求の中に事務手数料等も含まれるのかどうかというの。要は、利息に対しての請求はできないけど、損害賠償としては請求するつもりはあるのかどうかも含めて。

○議長（安永 友行君） 齋藤課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 失礼しました。訴えについては、今の債権の金額それぞれありますが、金額について請求するということになると思います。

で、費用等については、その中でまた協議を、裁判でどういようになるかわからないんですが、その時点で協議といいますか、検討していく。請求するのかどうかというのは検討していく必要があるのではないかとこのように思っています。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 費用等の協議じゃなくて、要は、事務における、簡単に言えば、切手代とか、そういう事務手数料が発生しますよね。そこら辺はどうするのかちゅうことを聞いておるんですけど。

○議長（安永 友行君） 齋藤課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 失礼しました。今回議決していただく部分が、返還金の金額のみですので、この金額を相手方に請求するということになるというふうに思っております。

で、手数料等については、請求できないのではないかとこの考え方を持っています。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 当然、督促料は送ると思うんですけど、その督促料の中に入れて送るのかどうか、その辺を再度。

○議長（安永 友行君） 齋藤課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 督促状といいますか、私債権ですので、督促手数料等は発生しませんので、債権の金額だけということです。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） ちょっと確認なんですけど、前議会であったかもしれませんが、この9件も、大体感覚でいいますと勝訴という形になると思います。

で、ここに和解すると書かれておりますが、勝訴するということは、和解してということになりますけど、その後が一番大事なことじゃないかと思うんですけど、幾ら和解して終わりましたよ、勝訴しましたと言ったところで、その後にはちゃんとした回収ができるかと。

で、できない場合、ここは確認なんですけど、例えば差し押さえ等々の、そういった私債権などで、そこら辺ができるかというところをちょっとお聞きします。

○議長（安永 友行君） 齋藤課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 和解して、その内容で支払いがスムーズに行われる場合は、そのままでいいと思うんですが、それができないということになりますと、今度は、裁判をしておりますので、強制執行に移るといことになると思います。

○議長（安永 友行君） ありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） これは確認事項なんですが、先般の説明で、今の和解のことなんですが、和解の条件の中に、金額の減額はないという説明があったと思いますけど、それは間違いないですか。

○議長（安永 友行君） 齋藤課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 金額はこの金額で和解をするということになると。先ほど、11番議員さんのほうからありましたんですが、その相手方の状況等によっては、その部分で免除といいますか、債権放棄というようなことも出てくるというふうに思っておりますので、和解についてはこの金額で和解をするということになるというふうに思っています。

○議長（安永 友行君） ありませんか。質問があればしてください、私語じゃなくて。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第1、議案第89号訴えの提起についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第2. 議案第90号

○議長（安永 友行君） 日程第2、議案第90号訴えの提起についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第2、議案第90号訴えの提起についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第91号

○議長（安永 友行君） 日程第3、議案第91号訴えの提起についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第3、議案第91号訴えの提起についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第92号

○議長（安永 友行君） 日程第4、議案第92号訴えの提起についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第4、議案第92号訴えの提起についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第93号

○議長（安永 友行君） 日程第5、議案第93号訴えの提起についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありますか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） この吉賀町医療従事者等確保対策給付金の支給等に関する条例の第10条に、給付金の返還ということがございます。で、あるんですが、先ほどの分とは違いまして、返しますとかいう誓約書をとるようなことになっていません。なおかつ、免除規定もないわけですけども、裁判上、この点が大変不利になるのではないかというふうに考えますが、その点、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをいたします。

議員御指摘のとおり、そういった条項については現在うたわれておりませんので、その部分については、初日の議会のときに、改正等々を検討していくという形で答弁させていただいております。

で、現状の条例がこのような規定となっておりますので、裁判については、この内容で訴えを提起していくしかないというふうに考えております。その結果につきましては、申しわけございませんが、裁判の中で明らかになってくるというふうに思っておりますので、御理解を願いたいというふうに思います。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それで、この給付金の返還をしなければならないということについて、これまで給付するときに、どの時点で説明が行われてきたか、この点についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 対象者の方につきましては、給付金申請手続きの際に、対象者の方に説明会を開催いたしまして、そのときに、従事期間を満たさない場合は返還等々が生じてく

るという説明は、申請時の説明会のときに行っております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） そのときに、今の説明等に用いたメモ、その他のものが現存するかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） そういった説明会での議事録といったものについては、今現在、保健福祉課のほうでは所持はしておりません。

○議長（安永 友行君） ありませんか。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 幾つかの件で連帯保証人が設定されていないんですけど、設定しなかった理由というのをちょっとお尋ねします。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 設定しなかった理由といたしましては、このものが奨学金というような形でじゃなくて、給付金というような形をとっておりましたので、そういったところから連帯保証人の設定がちょっと難しかったというふうに理解をしております。

そういったことで、このような事案が発生しておりますので、今後、この部分については、条例等々の改正を行っていかうというところで、先ほども答弁させていただいたとおりでございます。

○議長（安永 友行君） 質疑はありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 先ほどの8番議員の質問に関連して、今、御答弁の中で、給付金であったため難しかったという趣旨だったと思いますが、他の給付金については、返還についてもう少しきちっと捉えているような感じをちょっと受けているわけですが、ほかの給付金等について、今の保証人等を据えるとかというようなことになっているか、わかる範囲で結構ですので。ほかの給付金の場合、現状でわかる範囲で結構ですが、返還する場合の保証人等を立てるとかいうことで、今わかる点で、答弁願います。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 今わかる範囲で申し上げさせていただきますと、給付金というところで思いますのに、臨時福祉給付金等々の制度があるわけなんですけど、これもある一定の要件等々に基づいて申請をし、給付させていただくわけでございます。その給付要件に該当しないところが判明した場合も、その部分についても返還義務というのは生じてまいりますけれども、その部分についても今回のような連帯保証人等々をつけるというような規定はございませんので、今思い浮かぶところでは、そういったところで、今回の医療従事者確保対策と同様の内容となっているというふうに認識をしております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 訴えの提起についてどうのこのじゃないんですが、今、この5件の合計が、今から審議することについて、5件で合計の金額が360万円というような大きな金額になると思うんですが、先ほど、課長のほうから連帯保証人のことも考えにやいけんというようなことも言われましたけれども、今後、こういうことがないように、今までの前段の分もいろいろあるわけですが、今後どのように対処していくお考えかを、その辺をお聞かせできたらと思います。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） お答えいたします。

前回のところでも幾らかはお答えをさせてもらったかと思えますけれども、先ほどの永田課長からの説明のとおり、連帯保証人を必要としないというそうした給付金がございますので、それについては、まずは連帯保証人を設けるという考え方で、今後また制度改正等を検討させていただくということが一つ。

それから、総じて、前回私のほうからお答えをさせていただきましたけれども、いささか当事者、その給付の当事者、貸し付けの当事者については、私どものほうから返還義務がありますよというふうなところを、当然説明はしてまいりました。ここにきての反省点でもありますけれども、と同時に、連帯保証人を設ける、連帯保証人を持っている、備えなければならない制度の中では、その連帯保証人の方に対して、当事者と同様にこちらからそうした滞った場合には、保証人の方に連絡をさせてもらいますとかという、そうした働きかけといいますか、そうしたものがいささか不十分だったのかなというふうに思っております。

なので、当事者の方、そして、連帯保証人、総じてこの方々に最初の説明の段階で、そうしたことを、お話をこれまで以上に伝えなければならないというふうに思っております。

さらに申し上げますと、今回、初めてこうした訴えの提起という形でお諮りを申し上げますけれども、滞った場合には、こうした措置もとらざるを得ないというふうな私どもの意向も、また同時に伝えていく必要があるんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 今、課長がいろいろ言われましたように、対策をしっかりとっていただいて、どうしても、このように5件もある。その前もほかの件でもありますが、連帯保証人とかいろいろとっても、実際には友達同士でなった方もおられるかもわかりませんし、しっかりこのようなことが起こらないように、例えば、町内から町外に転出される場合、先般も説明の中で、しっかり説明をしておるよということではありますが、その辺をもう少し丁寧に迫力のあ

る言葉で徴収していただくように、しっかりとした対応をしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） この給付金というのは、私債権というのはあれですが、これで、例えば、先ほどから出ているように、保証人であったりとか、当然払ってもらえりゃこういう問題は起きんと思うんですが、延滞金については、法律で、給付金については課せられませんというようなのが何条にうたってあるとかあるんでしょうか、ちょっとお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 齋藤課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 私債権は民法の部分でありますので、先ほど言いました遅延損害金というのが請求できるということです。これについては、民法419条の第1項に規定があるということになります。（「聞こえんちゅうの」と呼ぶ者あり）私債権は民法ですので、民法の規定によって遅延損害金という形で取ると。それが民法の規定の中に、今は、年5%の利率で取れると、それを請求することができるというような条項になっているということです。

○議長（安永 友行君） 藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 今の質問に関連してですけども、今のお金を回収できない場合に、延滞金のことですが、条例上にそのことをうたった場合は取れるというふうに理解をしてよろしいですか。

○議長（安永 友行君） 齋藤課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 先ほども申しましたが、遅延損害金ということで、民法の規定で、私債権は行いますので、延滞金ということは条例に書いても取れない。上位法の中にないということで、延滞金は取れないということになると思います。（「議長、はっきり僕らへわかるように説明させてください」と呼ぶ者あり）

○議長（安永 友行君） 課長は、わかるように説明されておられると思いますので、その辺は（「聞こえんのじゃもん」と呼ぶ者あり）、聞こえんのは何遍も言われて、課長もわかっと思ふんで、注意してください。（「急に小そうなったりしてから、肝心なときに聞こえんので」と呼ぶ者あり）質問を求めてから、言うてください。9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 民法上で、条例の中には延滞金としては取れないけれども、ということでしょうか、損害金としては入れられるんじゃないかと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（安永 友行君） 齋藤課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 遅延損害金として条例の中に書き込むことはできますし、民法の規定で、民法の中に記載されておりますので、条例がなくても、遅延延滞金として5%請求することはできるということです。

それで、条例に書きますと、その率をまた変えることも可能になるというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 遅延損害金は取れるという規定があるので、別に条例がなくても請求はできると思いますし、その中でも、やはり事務手数料も含まれると。給付金であっても遅延損害金というのは発生しちよるんだから。それで、全て請求できると思うんですけど、その辺はどうですか。

○議長（安永 友行君） 齋藤課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） お答えいたします。

そういった部分も含めて、現在年5%の遅延損害金が規定されているということで、督促の手数料等については、私債権ですので、督促手数料100円がつくわけですが、これについては徴収できないということになると思います。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 遅延損害金の解釈の仕方がちょっとようわからんのですけど、私債権じゃけえ手数料は発生しないとか言っても、遅延したことにより損害が発生しちよるんだから、遅延損害金として当然請求ができると思うんですけど、その辺の理解の仕方がちょっとようわからんのですけど。再度、御説明をお願いします。

○議長（安永 友行君） 齋藤課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） ちょっと確認するんですが、現在の債権に対して遅延損害金が取れると、そういう御質問でよろしいですか。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 当然、現在遅延しておるので、すなわち、要は、利息といいますが、その辺が遅延により発生する遅延損害金として理解するかとか、それから、現在のと言われますけど、現在、まだ督促状を発送していないので、現在はあれですけど、当然、裁判に至るまでには、督促状も、あと印紙とか発生します。そこら辺を、現在ではなくて和解するまでに、和解というか、裁判が結審するまでのことを言うところなんですけど。

○議長（安永 友行君） 齋藤課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 私債権ですので、督促状といいますが、それは1カ月おくれたところで、水道料とか、住宅料については毎回督促状は出しております。これについて、手数料は賦課できないということになっておりますので、しておりません。

で、今の遅延損害金につきましては、現在のところ取っておりませんので、これについては、先ほど答弁残りのところでも申し上げましたが、今後の債権共同徴収委員会を通して協議してい

ただきたいということでありまして、現在、うちの私債権の中についてはそれが発生しておりますので、この訴えの中の案件については、遅延損害金は請求しないということになります。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第5、議案第93号訴えの提起についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第6. 議案第94号

○議長（安永 友行君） 日程第6、議案第94号訴えの提起についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第6、議案第94号訴えの提起についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第7. 議案第95号

○議長（安永 友行君） 日程第7、議案第95号訴えの提起についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第7、議案第95号訴えの提起についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第96号

○議長（安永 友行君） 日程第8、議案第96号訴えの提起についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第8、議案第96号訴えの提起についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第97号

○議長（安永 友行君） 日程第9、議案第97号訴えの提起についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 全部賛成したわけですが、最後に、これからの姿勢をちょっとお聞きしておきたいと思います。

裁判で勝訴したとしても、必ずしもこの貸し付けた金が返ってくるとは限らない可能性もあるわけですが、裁判が終わった後に、町としてどのような対応をされていく姿勢です。それを少しお聞きしておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今回、専決処分を含めまして11名の方についての議案を上げさせていただきました。先ほどは訴えの提起につきまして、全て全員賛成で御承認いただいたところでございます。本当にありがとうございました。

今回の案件につきましては、全員協議会それから一般質問の中でもいろいろございましたので、申し上げたとおりでございまして、このような対応をさせていただきましたのは、当然、決算特別審査委員会から御提言があった。それに対応して対策を、今回、講じたということでございます。

それから、申し上げましたように、あくまで、税も含めてでございますが、皆様方から納めていただくその税金等を考えますと、やはり皆さんに対して税等を含めての公正・公平、こうしたことをしっかり受けとめなければならないということと、やはり、住民の方に対しての説明責任をしっかりと果たしていく。そうした意味で、今回のような対応をとらせていただいたということでございます。

それから、今回、訴えの提起等をいただきましたので、司法の場へ判断を委ねるということになるわけですが、まずは、司法の場でしっかり裁判等に協力をさせていただくということは当然のことでございます。いずれ、先ほどもお話がございました和解ということになるかもわかりませんし、最終のところでは結審ということになるかもわかりません。

以後の流れにつきましては、全員協議会のところの図のフローチャートでお示しをしたとおりでございまして、いずれにしても、結審をすれば、それに向けて履行していく、完納していただく、これが一番好ましいわけですが、そうは全ての案件についてならない場合も当然想定をされますので、そうした関係で不履行ということになれば、当然、最終的には強制執行ということで、これはもう淡々と事務を進めていくしかないと思います。そのことによって、何回も申し上げますが、住民の皆さんに対しての説明責任を果たしていくと。こういった姿勢でこれから臨んでいきたいと思っております。

それから、こうして、今回初めて議会のほうへ議案を提案をさせていただきました。こうした案件が議場に上程をしない状態が一番いいわけですが、ここは、これまでいただいた意見をしっかりと対策委員会のほうで検討させていただいて、これからの徴収にしっかりとさせ

ていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） ほかに。4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 関連ですが、やはりこうした訴えることになった事案に対して、六日市学園あるいは六日市病院にもある程度の申し入れはされたほうがいいのかと思いますが。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 直接の当事者が、今申し上げましたような団体機関ではないので、そこはやはりちょっと注意をしなければならないかと思いますが、ただ、町のほうとすれば、学園しかり、六日市病院もそうなんです、そのマンパワーをしっかりと確保するために制度化した内容でございますので、そういった中でこういった事案が起こっているということは、今から、病院でいいますと、いろいろな機関、いわゆる話し合いの場を持ってありますし、それから、六日市学園さんにつきましても、今回、ああして要請書が提出をされておりますので、これからしっかり協議をする場があるかと思いますが、その場合、ケース・バイ・ケースになりますけど、状況の報告はさせていただきたいと、そのように努めてまいりたいと思います。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 私は、質問というよりは、先ほどの隣の議員のように、今後の対応とか姿勢について、過去に津和野町が物すごく私債権、公債権の滞納がふえていったということで、かなりの強制執行といいたいまいしょうか、そういうことをされて、今は随分よくなったというふうなことを聞くんですけども、やはり町長や職員が考えておられるよりは、地域経済というのは物すごく疲弊しておりますし、今後もこういうことが多発するんじゃないかという懸念をするわけなんですけども、やはりそういったところで、けじめとしてきちとした方針を出して、姿勢をとって徴収するという態度を揺るぎなく続けてやって、こういうことが増発しないような努力をしてほしいということです。

○議長（安永 友行君） 答弁はよろしいですか。

○議員（9番 河村由美子君） 町長の意気込みを。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 一般質問でお答えしたとおりでございますが、そのための第一歩が今回の対応だというふうには考えております。

それから、一般質問にもございましたが、こうしたことになる要因は、やはり経済がうまく回っていないということもあるわけでございますので、それはまた施策の面で反映できるように頑張ったいと思います。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 要望になると思うんですが、これは執行部の方にもぜひ知ってい

ただきたいんですが、この11名の中には、行政は訴訟すればいいんですが、町内の業者の中には、早う言えばツケでいろいろ買い物をされた方もおられまして、その方から全く回収できないというのも現実なんです。だから、その方からもしっかり行政のほうに、関係ないかもわかりませんが、そういう現実があることだけはよく言ってくれというふうに言われておりますが、町内の業者の方にも被害を受けた方もたくさんおられます。たくさんかどうかわかりませんが、私は聞いておりますが、そういう現実があるということをぜひ聞いていただきたいと思ひまして、一言、言いました。答弁は要りません。

○議長（安永 友行君） 要望等は、質疑以外はもう許可できませんので、よろしいですか。4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 先ほどの質疑の訂正をして、個人名を、団体名を出しましたことに対して、ただ関連する団体ということに訂正していただきたいと思ひますが。

○議長（安永 友行君） この件については、問題発言とは思いませんので、ただいま桑原議員が言われたことをもって議事録に残ることでございますので、そういうことにします。
ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。質疑はこれで終わります。
これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第9、議案第97号訴えの提起についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。
ここで、10分間休憩します。

午前10時09分休憩

.....

午前10時19分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第10. 議案第98号

○議長（安永 友行君） 日程第10、議案第98号吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） ただいまの議案の第98号ですけども、町長等の給与等に関する条例の一部改正で、今の年末の一時金のところを引き上げるということで上がっております。来年度の予算編成方針の中では、一般会計の部分で2億円を減らすという方針も出されております。

そういう中で、町長自身の分をこういう段階で国がやるから、じゃあこっちもということが本当に理解を得られるのか、大変心配をしております。そういう懸念について、どのように考えるか、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） この件につきましては、先般、上程の折の質疑の中でも御意見、そういった趣旨の御意見をいただいたところでございます。そのときもお伝えをさせていただきましたが、一つは情勢適応の原則もあるということを申し上げました。

そうはいいながら、大変、先ほど来ありますように、地域経済というのは非常に厳しい状況であるということは認識をしておりますし、それから、私を初め職員に対してのいろいろな御不満なり御叱正をいただいているのも事実でございます。

それから、まちづくりの声、これにつきましても、いろいろな御意見を頂戴をしております。改めるべきところはしっかり改め、そして、将来に向かっては、そうした御不満のお声をいただかなくて済むように、しっかり務めてまいりたいという思いでございます。

今回、私ども特別職と、それから職員のベースアップなり、それから賞与の分についての条例の改正案を上程をさせていただいております。いろいろお伺いしております御意見等拝聴させていただいて、これからの業務執行、しっかり務めさせていただくと、こういった気持ちで今回提案をさせていただいたところでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論ありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、ただいま議案となっております議案第98号吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての反対討論を行います。

先ほどの質疑でも行いましたが、来年度、予算を編成するに当たって2億円という、減らす、そういう方針の中で、このような条例が、国がやるのに、国にあわせて上げるという形で出され

たことに対して、非常に不安を持っています。

私は、町長については引き上げるべきではない。そういうことで、やはり全体の町長の姿勢を示し、職員の皆さんにもしっかりと仕事をしていただく。そういう姿勢を示すべきであると、そのように考え、この議案第98号に対しての反対の討論といたします。

○議長（安永 友行君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 反対討論ありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 私は、本議案に対しまして反対の立場で討論をさせていただきます。

今、地方創生、地方自治体の自立を叫びながら、自分たちの給料を決めるのに近隣の町村、同じ規模の自治体との比較、ましてや、1948年12月11日に施行されました人事院の勧告に基づいて、自分たちの労働の対価を決めるという、中央に従属的な姿勢は改めるべきであります。町長も職員の方も、当然、住民サービスの対価として、自分たちの権利は自分たちで決める、そのルールをしっかりとつくるべきであろうと思っております。

今、住民は職員の皆さん、あるいは町長、特別職の給料が高いとは決して思っていないと考えておりますし、私自身もそのような考えはございません。住民のために汗を流す、流さない、全てが画一的に扱われていることに不満を持っているのであります。額に汗する者が報われるルールづくりをつくるべきであります。そのことが次の世代を担う、熱意のある人材を育てることにつながっていく。

70年も続いた平等という不平等は、このあたりでしっかり改めていくべきでありますし、21世紀の社会にはそぐわないルールになっていると考えております。住民が納得すれば、例えば100万円の報酬を受け取る町長が出て、100万円の報酬を受け取る職員が出て、それは不思議ではないことだと思っております。そういう方が多く出る、そのことが町の自立につながっていくことになるわけであります。

みんなで渡れば怖くない、その姿勢は改めるべきであると考え、当議案に反対をいたします。

以上です。

○議長（安永 友行君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 反対討論ありませんか。9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 私は、議案第98号に対しまして反対の立場で討論いたします。

2012年から景気の拡大期間がありまして、高度成長期、いわゆるいざなぎ景気ということが起きまして、昨年の9月で戦後2番目という長さとなっておりますけれども、引きかえ本町

は、今から寒くなりますが、大げさに言えば、氷河期のような中で、来年の消費税の増税で家計の負担もさらなる負担がふえるという、先行きが大変不透明な感が増しております。

現状、昨年度でしたか、高齢者の介護保険が800円、月額800円、9,600円も上がったわけなんですけども、高齢者にとっては非常に厳しい現状がございます。

そういった現状の中で、昨日も委員会がありましたけども、病院の支援であったり学園、あるいは社協、指定管理、そういった歳出がどんどん増加していくわけでありまして、住民としては、さらなる増税を懸念するといったような状況を考えるわけなんですけども、そういった中で、大変申しわけないんですが、今はそうした、幾ら人勧のあれとはいえ、そういった時期ではないということで、なかなか町民の理解も得られないという、私は思いがいたしまして、反対いたします。

○議長（安永 友行君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論は終わります。

日程第10、議案第98号吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。済みません。まだ手をおろさないでおいってください。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成少数です。したがって、本案は否決をされました。

日程第11. 議案第99号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第11、議案第99号吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 先日の説明会の中でも、人事院勧告に基づいて行うということでもありますけど、人事院勧告そのものが、今の世の中の現状を見て、それで判断するということがありますけど、私ども東京や大阪の大都市と地方のこの辺の地域とを比べますと、当然景気がよくなって、テレビ等でもいざなぎ景気を上回る景気が続いているというようなことが報道されて

いますけど、ほとんどの方が実感として景気がよくなっていないという、そういう実感であり、また、当町の方でもほとんどが苦しんでおります。

そういう中で、人事院勧告をそのまま準じて行うということ自体、人事院勧告自体がほとんど中央中心のあれと思うんです。そのような人事院勧告に、幾ら内閣の承認を得てやっていると言われましても、準じてやるということ自体で、ただ人事院勧告も決定権はないわけでありまして、ただ勧告であるので従う必要は全く、私は今のような状況ですする必要はないと思うんですけど、その辺で判断として町長は、要は職員の給与に関する、特別職もそうでしょうが、近隣の状況を見て判断しなければならないという、給与に関する3つの原則というのが、地方公務員法24条にあって、給与に関する三大原則というのがあります。その中に、近辺の状況を見て判断するというのがありますけど、そういうことをされてこういうのを、議案を出されたんでしょうか。その辺をお伺いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先ほどの、否決をされましたが、特別職の条例もそうでございます。今回の職員の給与の改正についてもそうでございますが、当然、近隣の自治体の状況等も勘案をしながら、今回提案をさせていただいたということで、島根県内の市町村、とりわけ町村の状況におきましても、今回提案をさせていただいた内容と大きな差異はないというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 近隣の自治体では、当然そうだと思います。私も調べますと、ほとんど余り差異はないです。ただ、近隣の自治体プラス民間企業も、あるいは状況、その辺の景気判断を、状況も参考にしなければならないという原則がありますので、そこら辺はどうかということ、再度。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先般もお答えをさせていただいたと思いますが、客観的な数値指標、物差しがないというのが大変辛ろうございますが、ただ人事院勧告、あるいは島根県の人事委員会の勧告、さらには県内各市町村の対応の内容、こういったことを総合的に勘案をさせていただいて、ほかの自治体と同じような内容で、特別職並びに職員の給与改定については提案をさせていただいたということでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論ありませんか。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 私は、議案第99号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。

過去5年間にわたり、公務員の給料は毎年引き上げてきておりますが、このことは人事院勧告に基づき、吉賀町においても行うということではありますが、人事院勧告は先ほどの質疑でもいろいろ言いましたけど、今、当町を取り巻く諸課題、諸問題を見ますとむいかいち温泉ゆ・ら・ら、あるいははとの湯荘等の指定管理施設等も、いろいろ大変厳しい状況にあり、また町近辺の事業所の経営状況も大変厳しいものがあります。そこで働いておられる人も、ぎりぎりの生活をされております。年金生活をされておられる方も、厳しい年金事情の中で忍耐の生活を余儀なく強いられております。

このように地方の景気がよくない中で、吉賀町職員の皆様は、特別な事情の方を除き、比較的豊かな生活をされていると私は判断しております。それはそれでいいことではあります、これで十分ではないでしょうか。町財政も年々厳しく、このような状況下の中で、毎年給料を上げていくということは、貧富の格差をますます助長することにつながりかねず、住民感情としてもいかがでしょうか。

なかなか言いづらいことではあります。職員の給料に余り立ち入るべきかというような感情もあるかもしれませんが、議案に上程されており、その的確性を私たち議員は、議員としての判断を求められております。賢明なる御判断を期待しまして、私の反対討論といたします。

○議長（安永 友行君） 賛成討論ありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、議案第99号吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の討論を行います。

もともと人事院の勧告でございますが、以前は100人以上の事業所を対象に決めてきておりました。現在では、先日の質疑の中でもありましたように、50人以上のところを対象にしたもので出されてきております。

なおかつ、この条例に行政職給料表というものがございます。この行政職給料表、吉賀町の場合は6級までしかありません。市、県等へ行けば7級、8級、上の級も存在をするわけですが、そのように低い段階に抑えられております。

なおかつ、民間の企業との比較等、先ほど討論もありましたが、若い職員の方々については民間の方より非常に低い。ですから、せっかく公務員になっても、どうしようと、そういう声も聞いております。

そのような中で、職員の仕事に対するモチベーション、しっかりと上げて、本気で町のために仕事をする。そういう姿勢を促すためにも、引き上げは必要であるというふうに私は考えております。

そういう意味で、この条例に対して賛成の討論といたします。

○議長（安永 友行君） それでは、反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第11、議案第99号吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成少数です。したがって、本案は否決をされました。

日程第12. 議案第100号

○議長（安永 友行君） 日程第12、議案第100号吉賀町学校基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありますか。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 福祉センターの一部改正、480円という金額にしております。

これの……（発言する者あり）間違えました。ごめんなさい。

○議長（安永 友行君） 質疑はありますか、ほかに。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第12、議案第100号吉賀町学校基金条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第13. 議案第101号

○議長（安永 友行君） 日程第13、議案第101号吉賀町福祉センター条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案については初日の質疑の中での答弁残りがございますので、永田保健福祉課長のほうから答弁してもらいます。内容については、トレーニングルーム利用料の他の施設との比較についてです。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 初日の11番議員の質問の答弁漏れについてお答えをさせていただきます。

他の指定管理施設との利用料との比較等に関する質問でございまして、類似するものとしたしましてはふれあいホールがございまして、そちらのほうで同様のサークル等の教室が開催をされておる状況でございます。回数につきましては、月1回のものから月10回程度、利用されているというものもございまして、その利用料につきましては、若干の差異はございますけれども、ほぼ福祉センターと同様の、同程度の利用料の設定となっております。

ちなみに、直近3カ年のところでのふれあいホールの利用状況といたしましては、ほぼ月平均総額で8,500円ほどの利用料の収入が上がってきているというふうな状況でございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） それでは、答弁残りの説明が終わったところで、質疑が保留してありますので、本案についても、これを許します。質疑はありませんか。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） このトレーニングルームですが、ことし、条例が初めてこれへ出てきたわけですが、今まで、昨年までトレーニングルーム、先般も週に二、三回でしたか、利用回数があるというように答弁されておりましたけれども、実際、今まではどのような対応されておったのか伺います。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをいたします。

実際、トレーニングルームにつきましては、平成11年ごろから、今子育て交流サロンという形で利用しておりまして、実際なかなかトレーニングルームを十分に利用することができないという状況でございました。

そういった中から今回、そもそものところで、条例上、利用の規定もなかったというようなところがございまして、ただ施設的に鏡があるというようなところから、エアロビクスとか、そういった形での要望が高まっていたというところで、実際、サロンのあいている状況等々を活用、時間に利用されているというような実態はございました。

そのところで利用料等々についても準ずる形で、社協のほうの指定管理者のほうで規定を設けられて徴収しておったといったところなんですけれども、実際に条例上、そういったところがご

ございませんでしたので、今回改めて整備をさせていただいて、きちっとそういったニーズ等々に対応できるような形にさせていただいたといったところでございます。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑ありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 今の答弁にありましたように、このトレーニングルーム、いわゆる鏡というか、全面鏡で、大きい鏡ですので、トレーニング等するには非常に有効であるというふうに思います。

名称トレーニングルームということですので、ここに一定のトレーニングをするための機械器具等を今後の中で準備する意向というのは、現時点においてですが、どのように考えておられるか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをいたします。

現状、トレーニングルームにつきましては、子育てサロンが今利用しているといったところで、かなりサロンの備品等々があるというような状況なので、今、そういった議員御指摘のような、トレーニング機械等を設置するスペースはないということでございます。

ただサロン側のほうからも、今のトレーニングルームよりも別のところでの開設、場所を移した形でやりたいというような現場からの意向も出ておりますので、今、原課におきまして子育てサロンの新たな場所を今現在、模索中でございます。そういった形で、次の新たなサロン開設場所が決まりましたら、トレーニングルーム、そういったものが撤去されて、十分活用ができると思います。

ただ、そこにトレーニング機器を設置するかどうか等々につきましては、また今後の住民ニーズ等々をまた勘案をしながら、原課のほうで検討をしてみたいというふうに考えておりますが、今現在、その部分について設置をするという考えは持ってございません。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 福祉センター条例、全部読んでないのではっきりわかりませんが、今お聞きしたところ、子育てサロンが現在利用されているという話、聞いておりますが、この条例でこのように改正されたら、子育てサロンからも徴収するようになるんじゃないかと思いますが、そのあたりについてはいかがでしょう。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 子育てサロン自体からは、町が設置しておる、開設しておるサロンでございますので、利用料等々については発生はしないというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第13、議案第101号吉賀町福祉センター条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第102号

○議長（安永 友行君） 日程第14、議案第102号吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第14、議案第102号吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第15. 議案第103号

○議長（安永 友行君） 日程第15、議案第103号平成30年度吉賀町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。ありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） この議案にそぐうかそぐわないかは別としまして、こうやって人口の減少がだんだん続いていますけど、空き家が増加しているんじゃないかと思えますけど、水道の利用者の増減というのは、どのように把握しておられますか。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

微減等はあるかと思えますけれども、最初に、数値的にはきちっと把握はしておりませんので、御理解いただきたいと思えますけれども、状態的には微減等はあるとは思えますけれども、大幅な減ということにはつながっていないかと思えます。

しかしながら、今現在、水道、全国的な問題として、節水型の機器がふえたということと、それから全体に人口が減っているという状況の中で、水道の規模がどんどん小さくなっていくということで、水道自体の運営が厳しくなっていくという状況がございます。そういった中で、皆さんも御承知のとおり、水道法等も改正されてきたということがあるかと思えます。

当町におきましても、ふえていくという要素はなかなか難しいところでございますので、そういった部分も見据えながら、今後の運営に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） お聞きしたいんですが、ことしは本当異常低温がありまして、3日も4日も断水とか、または本当長期にわたって水道管の破裂等で町民の皆さんに関しては、かなり不便をされたと思うことがあるんですが、それに備えて具体的に、例えば古い部品の交換とか、ことしのことが再び、異常低温がありまして、それに対して備えるためには、どのような対策というんですか、具体的に町民の皆さんが、ああ、ことしは水道課は対策しているなとかいうふうな、目に見えるような対策があればお聞きしたいんですけど、どうでしょうか。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまの御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

さまざまな対策は考えられるわけでございますけれども、なかなか即効性のある、これという問題はなかなかございません。前回起こったときのように話をさせていただきましたけれども、いかに被害を小さく、収束を早くしていくかという方向で検討していきたいということでございます。

その中におきましては全体量の把握、つまりは早く把握をし、早く対応するという問題等々で、現在、施設等をもう一度洗い直しをし、見える化という言い方をすると、ちょっと大げさかもし

れませんが、迅速に対応できるような形の台帳を整理していくという形で、今対応しているところでございます。

なかなか進んでおりませんが、そういったものの整理をし、何か起こったときには、それよりも早くということで対応できるような形をとっているところでございます。

それから、もう一つは、地域を挙げてというところで、自治会等々とも連携をしながらというふうな考え方もございますけれども、そういった部分につきましては、まだ具体的な形になっていないというところでございまして、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑はありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 水道法の改正で、コンセッション方式が導入されて、二、三の市で検討されておるように報道されていますけど、吉賀町はこの方式を導入するということは、多分それは不可能だと思いますけど、そういう意味で人口はだんだん減っていく。今は微減だと申されましたけど、これから空き家がふえていく中で、この方式を他の市町と検討していくというようなことは考えて、検討されたことがありますか。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

ただいまのコンセッション方式でございまして、施設の所有権を地方自治体が所有したまま、運営権を民間に譲るという問題でございまして。非常にセンセーショナルといいたまいますか、という問題ではございまして、世界的に見ると、今、その逆が起こっているということも、皆様方、報道で御存じのことと思っております。

それにつきまして、検討をしてきたかということでございまして、島根県といいたまいますか、全国的な問題といたしまして、水道法が改正をされる前から、水道の連携に関する検討会というのを、総務省主導ということになりましたけれども、行ってまいりました。

島根県におきましても、5回の検討会を開催してまいりまして、最初が28年でございました。28年度から現在までのところで、水道に関する、連携に関する検討会ということで開かれてまいりまして、また島根県の中も4ブロックでしたでしょうか。ここは益田管内ということになりますけれども、益田管内での小ブロックを、益田管内という小ブロックを開催しまして、益田管内での連携がいかなるものかということを検討してまいりました。

結論から申しまして、大都市部は施設を統合したり、それから統合することによって、省くことによって、一つの大きな事業体ということをするのはできますけれども、益田管内のように山を越えて町村、市町が存在するような、そういう中山間地といいたまいますか、そういった部分における連携という問題になりますと、施設を統合するという事は、逆に経費が上がるという。つまりは、施設、施設を結んでいかなければ意味がありませんので、そういったことで余計

経費がかかってしまって、連携に対するメリットはないということを、我々の中では検討してまいりました。

連携をして何かいいことがあるかといいますと、まず災害対応等の連携、それから薬品等々の機材といいましょうか、そういったものを共同購入することによるメリット、そういったものを中心に考えてきたわけでございます。

例えば消毒液でございます、次亜塩素酸、次亜と申しますけども、それを我々は20リットルの個別のタンクで買って、それを各施設に配っている。しかし、益田市あたりは、それがタンクローリーでどんと持ってきて、自分の施設を持って、そこへ移して、それを小分けしながら使っていくと。ローリーになりますと単価が下がってまいります。

そういうふうな形で、例えば一括購入を津和野町も、それから吉賀町もすることによって、そこから別配送、ないしは我々がとりに行くという形をとると、それなりに価格が、若干ではありますけども、下がる。ないしは個別のタンクを準備をし、益田市にローリーが入ったときに、我々のところにも回っていただいております、そういうやり方もある。そういうふうな共同購入による単価の下げ、そういうふうな形でしか、なかなか連携に関するメリットというのはいらぬというふうな検討を進めてまいりました。

いずれにいたしましても、28年から続きました検討会が、この30年で結論を出すというふうにしています。島根県の連携のあり方はどうかというのを、連携の結果を出すというのを、年度末をもって出すということにしておりますので、そういったものもまたお示しができるかなという気がしておりますけれども、なかなか今センセーショナルなように報道されています内容につきましては、こういう地方部には当てはまらないかなという気がしておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 先ほどの質問はなぜしたかといいますと、御承知のとおり、周防大島が船の事故で40日間、断水をされました。周防大島自体が柳井から水を送るとのこと自体を私は知らなかったわけですけど、今課長が言われましたようにコンセッション方式で、これをした、しようという意味ではないわけでありまして、ヨーロッパでもこの方式を導入して、水道料金がだんだん上がって、またもとに戻したというような事例もたくさんありますので、ましてや、この中山間地でこの方式が当てはまるとはとても考えておりませんが、今みたいに資材の共同の購入とか、災害のときにどうするかとかということは、水は命の源ですので、ぜひ広域で検討していただきたい、そのように思っております。何かお考えがありましたら一言。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 今、周防大島の話も出ました。土木の災害のように、これまで

経験をなかなか多くしておりませんので、水道の災害が発生した場合には、どのような対応があるかというのもノウハウがない状況があります。

しかしながら、連携することによって迅速に、それからタンク車等々、配水車等もお互いが融通し合おうということで、そういった部分も可能になろうかと思っています。

そういった部分も含めまして、今後も連携のあり方というのを検討し、メリットが出るものについては実行していける、そういう形の行動力を持った取り組みにしていきたいというふうを考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 質疑ありませんか。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 原水の品質は、ここ何年か、変化と申しますか、そういう変わったことはないでしょうか。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 変化がないかと言われますと、ないことはございません。しかしながら、統合、この29年で統合いたしまして、企業会計のほうへ移行いたしました。公営企業化いたしました。

その前段といたしまして、施設のリニューアルと申しましょうか、統合により連携、町内での連携をし、それから処理方法も変え、例えば紫外線であるとか、それから緩速ろ過器であるとか、そういったものを充実をし、現時点では、現時点と申しましょうか、これまでも品質が守れなかったわけではございませんけれども、なおかつ、それ以上の品質でできるようにということで、全て基準内のきれいな水、おいしい水ということで取り扱っているというのが状況でございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、ここでお諮りというか、休憩をします。その理由として、まず議案103号、日程第15に進めたことが議事運営上、まずかったなあと私、反省しておるところでございますが、先ほど議案第98号並びに議案第99号が否決と決定しました。とすれば、特別職なり職員の給与が、各特別会計並びに一般会計に全て入っておるわけでございますので、その取り扱い、いわゆる議事運営についての相談をしてから進めるべきと思いますので、まだ議運の委員長にはお願いしてないんですが、まず議会運営委員会でちょっと協議いただいて、それから再開というか、私のほうで、これは招集できますので、全員協議会というような格好で理由を説明して、その次に議事に再開ができればするつもりでございますので、しばらく休憩します。

午前11時09分休憩

午後 1 時 09 分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

議案第 103 号については、質疑が終わった段階で休憩をとっておりますので、したがって、これより討論を行います。反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第 15、議案第 103 号平成 30 年度吉賀町水道事業会計補正予算（第 1 号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 16. 議案第 104 号

○議長（安永 友行君） 日程第 16、議案第 104 号平成 30 年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありますか。11 番、藤升議員。

○議員（11 番 藤升 正夫君） それでは、予算書の 6 ページ、一般管理費で職員手当等の人件費で、時間外勤務手当が 27 万 6,000 円上がっております。当初、10%見ていて、これ上がりますと 16%相当になるわけですが、この引き上げる分の詳細の説明をお願いします。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） それでは、ただいまの御質問にお答えをいたします。

国保事業につきましては、今年度、都道府県への一元化というようなところで、4 月より実施をしておるところでございます。その移行後に伴いますところで、賦課徴収関係で保険税等の見直し作業等々が発生した関係で、11 月時点での時間外の予算の執行率が 8 割になったというようなところで、今後におきまして、また年明けのところから 3 月といったところにつきまして、従来どおり療養給付費等々の負担金の変更交付申請事務等々、一番国保業務の中で多忙をきわめる時期となりますので、そういったところが影響するだろうというようなところから、今回の時間外手当の増額をさせていただいたところでございます。

○議長（安永 友行君） 11 番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 最初の説明で、徴収業務という、移行に伴って発生した新たな業務としてということか、その点もう少し、もう一度お願いします。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをいたします。

新たに発生というよりも、国保一元化により、事務的な軽減が図られるかといったところが想定をされたんですが、実際に制度移行した後も昨年と同様の事務事業等々は発生しておりますので、新たに発生をしたというようなところの要因は少ないというふうに見ております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。——よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第16、議案第104号平成30年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

ここで、追加日程の必要が生じたので、事務局のほうから追加の議事日程表を配付いたします。

〔文書配付〕

○議長（安永 友行君） ただいま配付しましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 追加の日程については、ただいまお手元に配付したとおりです。

ここでお諮りをします。直ちにこれを追加し、議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、日程を追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1. 議案の撤回について

○議長（安永 友行君） 追加日程第1、議案の撤回についてを議題とします。

議案第105号平成30年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）の撤回理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） お手元に配付のとおりでございますが、今回上程して御審議をいただきましたが、吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案、否決をされました関係で、直接的にこの経費だけとなります、平成30年度の吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましても、以上のような理由によりまして撤回をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） お諮りをします。議案第105号平成30年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）を撤回することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、議案第105号平成30年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）は撤回を許可することに決定をいたしました。

日程第18. 議案第106号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第18、議案第106号平成30年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 7ページの003、地域密着型と施設介護、両方でございますが、この前説明の中で、地域密着型のほうは七日市デイサービスのほうの利用者が増加したというお話でした。それと、下の施設介護につきましても、老人保健の利用者がふえたということと、それから県外者がふえたということをおっしゃられたかと思いますが、この県外者がふえたということについて、この補正の中ではどのような、町民が持つて出るのか、それと県から入ってくるのか、その辺のところは理解しにくかったんで、その辺御説明願えたらと思っております。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをいたします。

まず、施設介護サービス費、県外の利用がふえたという部分でございます。基本的に、要介護認定を受けた場合については、地域密着型という形の限定したサービスでない限りにおいて、全国全ての施設の利用が可能という制度となっております。

といったところから、施設型サービスにつきましては、町内の老健、特養等々ではなく、県外の施設についても利用が可能ということでございまして、そういったところで、県外にあります

老人保健施設、具体的に言いますと、実績等々から見ますと、お隣の岩国市の錦町にあります老人保健施設へ入所される方が、年度当初から10名ほどふえておられるというふうなところから、今回、施設介護サービス費の給付費が伸びたといったところからの増額の補正とさせていただいているところでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。——よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第18、議案第106号平成30年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第107号

○議長（安永 友行君） 日程第19、議案第107号平成30年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑をこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第19、議案第107号平成30年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20. 議案第108号

○議長（安永 友行君） 日程第20、議案第108号平成30年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第20、議案第108号平成30年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第21. 議案第109号

○議長（安永 友行君） 日程第21、議案第109号平成30年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。——よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第21、議案第109号平成30年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22. 議案第110号

○議長（安永 友行君） 日程第22、議案第110号平成30年度吉賀町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本件についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 12ページですが、総務費の生活安全対策費ということで、地域公共交通対策ということであります。生活バス路線の確保対策事業補助金で110万円ですか、計上してありますけれども、これは、私の聞き漏れかもわからんですが、補助金をどこに支払うのか。また、どういう、ちょっと理由教えていただきたいと思うんですが。済みません。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 補助金の内容についてお答えいたします。

まず、この補助金につきましては、町内及び六日市日原線のバス運行事業者2社に支払う補助金でございます。いわゆる運行の補助金でございます。料金収入だけでは賄えない部分を町が負担するというようになっております。

この時点での補正でございますが、バスにつきましては、県の補助金、国の補助金も含めまして、会計年度が10月から9月となっております。そのこともありまして、この9月末をもって補助金額が確定した、算定が確定したため、今回12月の補正で計上するものでございます。これによりまして、補助金の総額が3,862万円になる見込みとなっております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 26ページの教育費で、社会教育施設費のサクラマス交流センター管理費が104万5,000円減額されておりますが、これは、嘱託職員要らないということなのか、ちょっとそのあたりをもう一度説明願います。（「23ページです、ページは」と呼ぶ者あり）23ページです。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 今回の減額の内容です。これまでも説明をさせていただいている部分ですけれども、サクラマス交流センターにつきましては、みなし寄宿舍、県のみなし寄宿舍という取り扱いに今年度からなったところです。そうしますと、幾らか財政的な支援、県のほうから支援をいただけるということとして、その中の一つとして、サクラマス交流センターで今雇

用しております管理人さんについて、その費用を県が負担するという形になります。

それで、もろもろこれまで手続等とってまいりまして、11月から県の雇用というふうに切りかわった部分がございますので、その部分について今回減額をさせていただいた、こういうものでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 今の関連なんですけど、建設当時は寄宿舎ではないということでしたけど、これがみなし寄宿舎に変更されたという理由を少し説明していただきたいと思います。みなしが外れたら、今雇用されている全部の方の、これから県が直接、その吉賀高校の寮として管理するという可能性もあるのかどうかということをお聞きしておきたいと思います。

それと、21ページですが、003から004、使用料とか、改修費が減額になっております。防災無線自動起動装置とか、職員参集メールが不要になったということの説明だったと思いますけど、今まで使ったシステムを変えるという前提で、こういう減額予算が出たのかということをお聞きしたいと思います。

それと、この防災無線、かなりな高額な経費をかけて改修になるとは思いますけど、今までに余りこの議会に対する説明がないわけでありまして、経過報告なりはいつごろされる予定なのかあわせてお聞きしておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、最初の質問です。サクラマス交流センターの管理について、今後県がどのように考えているのかということです。

御承知のとおり、サクラマス交流センターのように、その市町村が建設をするという施設、サクラマス交流センター以外で申し上げますと、海士町、それから飯南町、川本町、そうした自治体が、ここ数年整備をしているという状況がございます。

その中で、私どもとしては県のほうに、そもそも建設を要望、要請してきた。しかしながら、結果として町が建てたという、こういう流れがあります。ここいら辺の流れから、県のほうも一定そこに向けて何らかの支援を行おうという考えの中から、今回、財政的な支援というメニューをつくられたというところがあると思います。

加えて、支援メニューで申し上げますと、人的な支援、これは、学校の先生がそうした自治体立の寄宿舎、うちで言えばサクラマス交流センターですけれども、そこに舎監として宿泊をするというような、こうしたことを進められているというところでもあります。

それで、後段で、今後、その施設について、県が施設をもっと主体的に管理をというところがありましたけれども、恐らくこれまでの話からすると、そこまでのお考えはない。今できる支援

を県は県なりにしていくという、こういう考え方なんだろうというふうに思います。

それから、2点目です。予算書で言いますと21ページ、防災費の関連です。ここでいうところの防災設備等管理費として使用料、それからその下の004防災設備等整備事業費、システム業務委託料、この2つにつきましては、職員参集メール配信システムを今年度導入しようという考えで、年度当初、予算を計上させていただいておったものですが、これも説明で申し上げましたが、後に防災無線の全面的な更新、これの今検討を行っているわけなんですけれども、その中のメニューとして組み込んで行うのが都合がいい部分がありますので、そちらのほうで今後進めてまいりたいということでもあります。

したがって、この職員参集メールについては、これまであった機能ではなくて、新たな機能ということで見ていただければと思います。

それから、防災行政無線の全面更新、今後の予定ですけれども、今大詰めといたしますか、新しい方式について今詰めの作業に入っております。年内といたしますか、年を明けたところで、しかるべくタイミングで議会の皆様には報告をさせていただくということを考えております。時期的なところにつきましては、今のところではっきりとは申し上げられませんが、そのように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 今の説明で、的確な答弁かどうかということなんですが、私は、今のこの減額予算が出たのは、今までのシステムを全面的に違うシステムに変えるための減額予算かということをお聞きしたわけでありまして、そのところをお答えいただきたいと思います。

それと、先ほどの23ページのサクラマス交流センターですけど、県がこうやって支援をしていく中で、例えばここの交流センターの利用率が下がった場合は、県の介入があるのかなのかということもお聞きしておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 最初の防災行政無線の件であります。これにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、新たなメニューを追加させるということを今年度当初計画をしておいたものを、後年度に実施するというにはなりますけれども、そのような考えに至ったということでもあります。

それで、実際にその防災行政無線の中身です。いろいろと世の中にはたくさんあります。現行の方式というのもございますし、いわゆる移動通信網を用いたものもあります。最終的に、ここを基本的なコンセプトといたしますか、考え方、これについて、今ちょうどそこいら辺を詰めの作業をしているというところですので、その内容につきましてはまた、先ほど申し上げたとおり、年を明けたところでというところで御説明をさせていただきたいというふうに思います。

それから、その次のセンターに対する県の支援、関与の話です。県が、こうした財政的、人的支援を今年度から行うというような状況でもありますので、そのセンターの利用率が上がった、下がったというようなところで、県の関与がどうかというところの議論というか、県からのお話、そうしたものは現在ございません。

ただし、これも説明を申し上げましたけれども、寄宿舍のそこに入所している人数段階に応じて金額が変わってくるというところがあります。したがって、仮に今、サクラマス交流センターは定員32名ですけれども、この人数が少ない、ちょっと今手元にないのであれですけど、極めて少ない人数になると、少し金額的な部分については下げられるというところはあるというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 榎木振興室長に1つぐらい質問せないけんかと思ひまして、質問させていただきます。

時間外手当が3件計上されております。総務管理費で14万6,000円、そして社会福祉費で34万1,000円、そして保健衛生費で39万7,000円、合わせて時間外勤務手当が88万4,000円計上されておりますが、この金額が多いか少ないかということは私はわかりませんが、中身について、どういうふうな時間外なのかというのをお聞きします。ページ数、済みません、11ページと13ページと16です。

○議長（安永 友行君） 榎木柿木地域振興室長。

○柿木地域振興室長（榎木 昭典君） ただいまの質問にお答えします。

柿木振興室におきましては、昨年までは再任用の職員が1名おりまして、全体で業務を分担して行ってきたところでありますが、今年度からその1名がいなくなったということもございまして、その業務を私を含めて5名で今行うことになりました。

それから、そういったことによって、全体的に1人当たりの業務がふえたことによる増と、それから柿木の地域振興協議会のほうへできるだけ参加をしていただいて、うちの職員全員参加をしていただいて、それぞれ専門の分野もございまして、いろいろ御質問等求められたときに、そこで回答できるようにということで、今そういった体制で行っておりますので、そういうことによる増です。

いずれにしても、時間外が多いというのはいいことではないと思っておりますので、内部では次年度に向けて業務の見直し等々も行いまして、削減に向けて努力していきたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 19ページの交流施設管理費で、参考資料等からもこの前も御説明いただきましたが、再度、事業の分析と実態調査、今年度の調査をされると思うんですが、その辺、もう一度御説明お願いいたします。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。内容の説明ということでよろしいでしょうか。失礼いたしました。

定例会参考資料の15ページに示してございますが、今年度、事業の分析と実態調査ということで445万円を計上しております。内容につきましては、もうこのとおりでございまして、現在、どういう事業を行いながら、どういう経費がかかっているかを把握したいと、今考えているところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） ゆ・ら・らについては、新たに指定管理が出されて、そういう募集でやられていると思うんですが、はとの湯についても今実際管理されていて、思うんですが、これの両方でこの事業費ということでしょうか。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） はい、両方施設を調査する事業費でございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 募集かけられて、今暫定的に3月までと、ゆ・ら・らは。はとの湯も次の募集者が決まってないというような話もちよっと聞いたんですが。そういうようなときに、今までの事業の分析と実態調査、それから財務分析、販売活動状況等々のことは、もう実際のデータとしても蓄積されているのではないんですか。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

事業分析といいますのは、今考えておりますのは、財務・営業関係のデータを、今までデータとしてはございますが、これを分析させていただきまして、専門家による視点から検討していきたいと思っております。もちろん販売に関する実態調査につきましては、現在行っております指定管理者等々の御意見を聞きながら、御意見といいますか、聞き取りをしながら進めていく必要があろうかと思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 今までに、こういう調査もされることもいいと思うんですが、実際、町長以下、課長も何回も足を運んで、今の現状、ゆ・ら・らの施設の現状とか、はとの湯の現状、行って見ておられると思うんですが、それでもそういう専門の機関に調査を、方向性を見出してもらわないとわからないということなんですか。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 方向性を見出すというよりは、今回の調査は、経営分析といえますか、どういった事業を行いながら、特に機械ですね。機械を今後、どの設備をどう更新していくかを、最終的には成果として求めております。

それが、これまでの全員協議会とかでもいろいろな御意見をいただいておりますが、我々としても、どの事業をすれば、どの機械をどう更新していったらいいのかという、まず前提がないと協議にならないと思っております。判断できないと思っております。この業者にどういう方向性を決めてもらうということは我々は考えておりません。方向性は、実態調査やいろんな更新計画、それに係る費用を踏まえて、こちらで判断したいと思っております。

何分、機械、先般からも質問等もございしますが、役場内部にそういう専門職員がおりませんので、そういうところは専門的な知識を持っているところから調査していただくのが一番有効的かなと考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） ゆ・ら・らとはとの湯の今働いておられるといいますが、そういう技術者といいますが、そういう方が、管理されている人がおられると思うんです、機械にしても何にしても。そういう方の御意見といいますが、協議は絶えずされていると思うんですが、そこからでもつかめないということなんですか。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） いろいろな機械について、機械設備の専門の方とは話はしておりますが、これは指定管理を行っているところでございまして、専門的なその機械の更新計画とか、耐用年数とか、そういうふうなのを全てその方が把握しているとは思いませんので、こういう専門的などところに頼みたいと考えて予算計上したところでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 新たに今、指定管理募集されているわけですが、今こういうふうな事業分析をして、実態調査をして、これをまた反映するとかいうようなことも募集要項にうたっているのでしょうか。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） うたっているかないかにつきましては、募集要項にはうたっており

ません。それで、なお、こういうことを行いますというのは、現場で説明するときには口頭で報告をさせていただきました。

現在の指定管理者と次期の指定管理者へは、現在公募をしている状況の条件を、我々がこの経営コンサルのことを盾にするといいますか、経営コンサルの結果はこうだったからこうなさいというつもりは現在はありません。このことをきちっと精査をして、次期次期の指定管理の公募につきましては、また事業を検討していきたいとは考えておりますが、今公募を行っておりますので、その公募の内容は尊重していきたいと考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 私の補足になるか、繰り返しになるかわかりませんが、これまで随分お話をさせていただいておりますように、こういった状況になっておりますので、ゆ・ら・ら、それから柿木の老人福祉センター、これから数年先、数十年先どうしていくかという、本当に大事なときだろうと思います。

ですので、当然今まで現場で頑張っていただいております技術者の方もいらっしゃいます、職員の方もいらっしゃる、それから行政のほうもこれまでかかわっておりますので、蓄積をしたデータというのは当然あるわけでございます。それを専門の方にしっかり分析をしていただいて、施設自体がどうあるべきか、そのためには施設の更新をどうやるべきか、こうしたところをしっかりと今回、せっかくの機会でございますので、かなりの金額ではございますが、計上させていただいて、これから調査業務に入らせていただきたいということでございます。

その中で、資料にありますように、おおむね3カ月スパンで次のステージが移るわけでございますが、最終的な中期事業計画が策定をされ、施設がどうあるべきかということがおおむね見えてくると思いますので、その段階で、いつからその計画を実行に移していくかと、こういったことになろうかと思えます。

当然それが、来年の4月以降、新しい指定管理者が決まっておれば、その3年間の中でということになれば、当然これは指定管理者のほうへ協議をかけなければならないわけでございます。それが、今の段階でできるかどうかというのは、全く見えない状況でございますので、まず再公募を今させていただいておりますけど、新しい指定管理者を探して、4月以降業務に携わっていただく。

一方、行政のほうでは、調査業務をこうした形で進めさせていただいて、幾らかの段階で先方さんに御協議ができるものであれば、次の段階へ協議をかけていく、進めさせていただくということでございます。

なかなかまだ12月に始まって3月までで、プールにかかる経費の試算とか、今やっている最中でございまして、いろいろ難しい判断なんですけど、現行の中では、こういった策が最善では

ないかということで、今回予算計上もさせていただいた次第でございます。

○議長（安永 友行君） ここで、まだあるかと思いますので、先に10分間休憩します。

午後1時58分休憩

午後2時09分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

一般会計補正予算についての質疑の続行中です。質疑を行います。質疑はないですか。

11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 11ページの財産管理費、柿木のトイレの件ですけれども、これは、今の下水の配管についてですが、これは、あくまでも河川上のほうを通るともありますので、3年以降たってから、当たり前のところに接続がえをするというふうに理解をしてよろしいですか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） そのように考えております。

○議長（安永 友行君） それでは、11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、23ページ、社会教育費の社会教育総務費で、時間外勤務手当のほうばかり言うて申しわけないんですけども、主だった理由について御説明願います。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） 教育委員会関係も、社会教育のみならず、学校教育のほうも、時間外勤務手当の補正をしていただいております。当初予算で計上されております時間外勤務手当で、毎年なんですけれども、この時期になると、やはり不足が生じてまいります。昨年も若干の補正をさせていただいております。それもあるわけなんですけれども、とりあえずことしは、年度当初から教育振興計画の進捗状況の調査、それから、それに合わせまして、学校統合の中学の統合の関係です。これの準備委員会を事務局内で手分けをしまして、資料の作成等をして準備委員会に出席もしております。そのようなところで、不足が生じてきた要因かなというふうに思っています。

また、秋には、伊藤博子先生の作品展等も実施をしております、こういったところが例年がない業務かなというふうに思っております、今後、年度末にかけて、予算編成、それから、夢・花・マラソンの準備、それから、もちろん統合の式典等の関係等が予想されまして、不足が考えられるというところで、時間外の補正を計上させていただいております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 22ページの教育費ですけど、002の一番下です。町立学校

閉校記念事業補助金、蔵木中学校の閉校と思うんですけど、380万円の予算が出ていますが、多いか少ないかは別として、どのような記念事業を計画されているのかお聞きしておきたいと思っています。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） お答えします。

この記念事業につきましては、地元のほうで実行委員会を設置して計画をされています。その記念事業の主な内容としましては、記念セレモニー、それから、記念碑、それから、記念誌の発行、主にこの大きな3つを計画しております。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 今、地元で実行委員会ですか、そういうのを設立してとお聞きしたんですけど、私、今、初めてお聞きしたんですけど、どういったメンバーでどういうふうな、何人ぐらいおっていつからできたんですか。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） 済みません。今、何月からというのをちょっとはっきり記憶していませんけど、統合の準備委員会が終わった後、その統合準備委員会の結論として、閉校記念行事については、地元で実行委員会を設立してもらって、その中で実施してもらいましょうということで決定をいただいております。地元のほうへお願いをいたしまして、準備委員会に出られたメンバーを中心になってもらって、実行委員会を設立をしてもらいました。一応会長さんについては、自治会長会の会長さん、それから、事務局は公民館のほうでやっております。いろんなサクラマス関係の方とか、あとは自治会長会のメンバーの方、それから、もちろん小中学校の先生と、それから、PTAの方、そういった方を中心に実行委員会を立ち上げてもらって、その中で先ほど次長が言いましたセレモニーの部会、記念誌の部会、記念碑の部会というようなものをつくって精力的に取り組んでいただいております。3月にこれも閉校式と同日に実施しようということで準備を進めておりまして、この予算を可決いただければ、実際に動きが出てくるというような状況に今なっております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） それはそれでよろしんですけど、あと同じ関連なんですけど、22ページの002の嘱託職員等の予算ですけど、スクールカウンセラー等の費用が上がっていますけど、このスクールカウンセラーというのは、統合に関して児童生徒の心理面を補助ということと思うんですけど、もう現実にカウンセラーを行っているのか、また、行っているとすれば、どういった問題という表現でいいんかどうか、どういったことがされているのかということをお

伺います。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） このスクールカウンセラーにつきましては、六日市小中、蔵木小中から要望が出ておまして、そちらのほうに配置をする予定であります。

それで、現在どうなのかということですが、既にそういった要望もありますので、手持ちの予算でできる範囲で、今対応しております。それで、不足が生じてくると思われまますので、今回補正をしていただきたいということでございます。

具体的に、カウンセリングの内容とか、そういった部分については、ちょっと聞き及んでおりませんので、ちょっとここでは御回答できません。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第22、議案第110号平成30年度吉賀町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第23. 発議第5号

○議長（安永 友行君） 日程第23、発議第5号子どもと電子メディアに関する対策を求める意見書（案）を議題とします。

本案について、総務常任委員会の報告を求めます。

3番、桜下委員長。

○総務常任委員長（桜下 善博君） 総務常任委員会委員長、桜下でございます。

お手元にお配りしました書面を読みまして、報告にかえさせていただきます。

吉賀町議会議長、安永友行様。

総務常任委員会委員長、桜下善博。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

事件の番号、発議第5号。

件名、子どもと電子メディアに関する対策を求める意見書（案）。

審査年月日、平成30年12月12日。

審査結果、賛成多数により可決。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） これより委員長に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。

10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 委員長に質問します。3点ほど質問します。

まず、2番目の言葉尻をつかまえるようで悪いような気もしますけども、そうではなくて、本当にどのような委員会として調査をしたのかということに対してお聞きしたいと思います。

2番目のほかの薬物やたばこなどと同様に、有害性や依存性という項目がありますが、ゲームなどメディアなどで依存性について取り上げられておりますが、有害性ということについて、どういうことを想定して議論されたのか、お聞きをしたいと思います。

それと、3番目の、これは、メーカーに対して、たばこの警告に準じた危険可能性を周知する注意喚起文を商品に表記することを義務づけることと書いてありますが、どのような内容のことを指すのか、それとも、この文書だけで全ての注意喚起文の内容は、メーカーにお任せをするのか、その辺の議論を少しお伺いしておきたいと思います。

それと、全文が大変抽象的なんですけど、4番の環境整備事業に積極的な支援を行うことという、この環境整備事業というのを、どのようなことを想定して議論されたのか。

以上、3点をお伺いしておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下委員長。

○総務常任委員長（桜下 善博君） 今、3点どのような議論をしたかという御質問がございましたが、それぞれについて、議員の皆さんからは議論はされませんでした。電子メディアということ、全部ではありませんが、スマホに特化をしているわけではありませんが、主にスマホということで、スマホを、最近の子どもたちが低年齢化で非常に使っているということで、子どもたちの成長を妨げたり、または身体の発達を妨げるということで、今のうちに国のほうに規制あるいは対策を求めるということで議論を行いまして、賛成多数でありましたが可決しました。

したがって、先ほど個々に有害性とか注意喚起とか環境整備とかいろいろ出ましたが、そ

れの個々については議論はしておりません。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） もう一点お聞きしておきたいと思います。

学校の教育現場でも、今、ITは非常に活用されて、いろいろな面で、教育現場だけではなくて、いろいろな面に活用されておるわけですけど、それと、弊害と必要とされるスマホとかタブレットとかパソコンとかいろいろあるわけですけど、それとの教育現場におけるつき合い方、そういうことは議論されましたか。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下委員長。

○総務常任委員長（桜下 善博君） 教育委員会の方に来ていただきまして、町内の電子機器を使った影響というのも議論いたしました。現在、吉賀町内で電子黒板を使った教育をしておりますが、それは、教育、学力の向上ということが主な目的で、ということで、電子メディアといいましょうか、電子黒板を使いますと、それぞれ生徒の皆さんが、小さいタブレットみたいなものを使いまして、スマホではありませんが、使うということで、町内の現状というのを教育委員会から説明していただきました。今のところ、町内の皆様には、そういう、今危惧されているような影響は出ておりませんが、今後、教育委員会も電子機器を使っている以上は、十分注意をして事業をするということでした。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 私は、この子どもと電子メディアに関する対策を求める意見書（案）について、発議に対しまして反対とさせていただきます。

その理由は、発議者の理由、子どもの心身の発達における正しい電子メディアの影響を普及し、将来を担う子ども一人ひとりの成長を支えるためとありますが、この正しい電子メディアの影響を普及しということに対して納得がいきません。また、意見書に対しては、先ほどの質疑がありましたとおりでございまして、まだ意見書のほうは、私は完成文ではないと考えております。まして、発議者の意図、あるいはこの意見書の趣旨等を否定するものではございませんが、意見書は、提出について国に対して行う行為であります。納得と理解を得られる書面でなければならないと考えております。

こうした中でも、委員会の討論でもありましたんですが、使用する側、責任のある児童生徒を持つ保護者、購入者、使用者に対しても何らかの国の対策が必要ではないかと考えております。よって、この意見書は、もっと精査する必要があるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

1 番、松蔭議員。

○議員（1 番 松蔭 茂君） 私は、本案につきまして、賛成の立場で討論いたします。

科学技術の発達、それによりまして、我々の生活は大変便利になってきました。しかしながら、一方では、便利な機器は使用することが、方法が間違えますと凶器になることもあります。自動車は今も必要不可欠ですが、やはり、あれは事故で意図せんでも、意図するかどうかわかりませんが、人を傷つけ死亡さすというようなこともあります。

スマホとかタブレット、あるいはゲーム機も大変楽しいものであるもので、若者なんかは特にやっておりますが、楽しいものというのは、ある程度いきますと依存性になる可能性がある。今でもアルコールとかたばこ、あるいはギャンブル、この依存症というのは、大変な社会的損害を受けるものでありますが、依存症となりますと、犯罪とか家庭崩壊とか、あるいは今のような交通事故とかそういうふうないろいろな問題が起きてくるわけでございますが、特に、子どもたちは、産まれながらにして、現在はスマホとかゲーム機器、そういうのが目の前にあるわけです。もう産まれて目が見えだしたらそこにある。これまた一種の刷り込み現象で、もうそれはあるものとして成長するわけです。

子どもの発達が、これに大きな障がいが出る可能性があると言われております。脳の発達障がい、あるいはそれに伴う身体の発達障がい、そういう学習、学力、そういうものに大変大きな影響を与える可能性は十分あるわけでございます。

そのようなことで、この機器を制限するとか、極端にいうてつukらないとか、そういうことは、今は不可能でありますので、問題は、この機器を使用する方法、それを国なり世間から意見書として求めるわけでございまして、これを使わないとか使わせないと、そういう意味ではありません。自動車にも乗るなということにはならないということで、これを意見書として出すことに賛成でございます。よろしく。

○議長（安永 友行君） 反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第23、発議第5号子どもと電子メディアに関する対策を求める意見書（案）を採決します。この発議に対する委員長の報告は原案可決です。この発議は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第24、陳情第4号

○議長（安永 友行君） 日程第24、陳情第4号通称岡谷の改良工事についてを議題とします。

本件については、経済常任委員会の報告を求めます。

5番、中田経済常任委員長。

○経済常任委員長（中田 元君） それでは、経済委員会より報告させていただきます。

平成30年12月13日、吉賀町議会議長、安永友行様。

経済常任委員会委員長、中田元。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

記。

1、受理番号第210号、陳情第4号。

件名、通称岡谷の改良工事について。

2、審査年月日、平成30年12月13日。

皆様のお手元のほうに、陳情書の原本は配付済みと思われそうですが、ちょっと長くなりますけれど、今の審査の報告に基づいて、5項目ございますので、5項目について説明させていただきます。

陳情理由の1といたしまして、現在、岡谷には、治山の堰堤が施工されていますが、これが満杯になり、増水時土砂が流れ出て、下流域に被害が出ていますので除去してください。これにつきましては、島根県による治山の堰堤が土砂で満杯となっていることは、現地調査の結果確認いたしました。しかし、治山のダムといたしましては、満杯であっても、これは撤去しないというような状況とのことでございます。土砂の除去等に関する陳情であるが、しかるべき対処に関しては島根県に要望されたい。

陳情理由の2でございます。宗安寺のところで、治山の三面張りが終わり、境目に番線であるが、かごが入れてありましたが、これがやぶれて流失し、河床に段差ができ、河床が掘り返されて大きくなりつつあります。この部分から、次の三面張りまでの約30メートルの間の改良工

事をお願いいたしますということでございましたが、これに関しては、委員会としては採択いたしました。

陳情理由の3でございます。上記部分より下流50メートル付近から川岸が石積みとなっており、今後の増水時に、石積みが崩れて、谷をせきとめて、町道のほうへ流れ出る可能性があります。そうなれば、町道、畑、家屋、最悪の場合には、人命まで影響が及ぶと考えられます。この改良工事をお願いします。

及び陳情理由の4でございますが、上記部分から下流の三面張りは、昭和50年ごろに施工されて以来、45年ぐらい経過しており、河床のコンクリートが傷み部分的にはがれています。河床のコンクリートの全面打ちかえをお願いします。これらに関しましては、現地調査の結果、陳情の趣旨は理解できるものである。

当該岡谷の流域は、土砂災害危険区域に指定されている。島根県において、土砂災害危険区域のうちから、特別警戒区域の指定に向けて、現在、鋭意作業中であります。当委員会としては、町当局に対し、財源的な面を考慮し、島根県と改良計画等に関して、総合的に協議し、後顧に憂いを残すことのないよう対処されたい。

続いて、陳情理由の5でございます。最後に、治山の堰堤から流れ出た土砂が下流の圃場の排水路と合流点付近に堆積して水の流れを妨げています。毎回増水時には堆積が見られるので、そのたびに除去をお願いします。堰堤からの土砂の流れが解消されれば、土砂の堆積はなくなるかと考えられます。これに関しましては、現地調査の結果、土砂の堆積も確認されました。町としては、このような河川流路内の土砂堆積に関しては、おおむね5年程度をめぐりに、申請により対応しているとのことであり、今後も、これにより対応されたいということでございます。

3番としましては、審査結果を言います。一部採択、全員賛成と決しました。陳情理由5項目のうち、2については採択とします。

4、意見。1といたしまして、陳情理由1については、町として、島根県に要望されたい。2、陳情理由3、4については、改良の必要性は認めるが、町の財政面等を考慮し、島根県等関係機関と対応策を協議されたい。3といたしまして、陳情5につきましては、その都度、除去することは困難である。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上で、経済常任委員会からの報告は終わりましたので、ここで委員長に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） それでは、この場所について、多分堰堤が治山の堰堤ということになりますと、それから先、堰堤から上の状況は、多分保安林か何かだろうとは思いますが、そ

うした状況についてお伺いすることと、それとあわせて、その河川全体の管理は、町にあるのかないのかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 5番、中田委員長。

○経済常任委員長（中田 元君） 先ほど申し上げました、堰堤の上流のことについては申し上げませんでした。全員で上流につきましても現地調査を行っております。これにつきましては、やはり倒木、あるいは大きな土砂等が崩れ落ちておりましたので報告しておきます。

それから、河川の管理の範囲でございますが、先ほど申し上げました堰堤から、神社があって、宗安寺というのがありますが、そこの右横ぐらいまでが県の管理というようなことになるというお話でございました。それから下流はもう民家のうちに入るということで、町の管理ということにもならないかもしれませんが、高津川まで一応町の管理というような状況かと思われま

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第24、陳情第4号通称岡谷の改良工事についてを採決します。この陳情に対する委員長の報告は一部不採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、日程第24、陳情第4号通称岡谷の改良工事については、一部採択とすることに決定をしました。

日程第25. 閉会中の継続審査について

○議長（安永 友行君） 日程第25、閉会中の継続審査についてを議題とします。

総務常任委員長から、会議規則第75条の規定に基づいて、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申出書が提出されております。

お諮りします。

申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

日程第26. 閉会中の継続調査について

○議長（安永 友行君） 日程第26、閉会中の継続調査についてを議題とします。

経済常任委員長及び広報広聴常任委員長から、会議規則第75条の規定に基づいて、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りをします。

申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をしました。

ここで、岩本町長より発言を求められております。これを許します。

岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、本会議の閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げたいと思います。

先般開会いたしました本12月の定例会でございますが、執行部側から提案をさせていただきました大方の議案につきまして、可決、承認をいただきまして、本当にありがとうございました。ただ、一部の議案、給与改定に伴います、私を含め、特別職並びに職員の給与改定に係る条例案につきましては否決ということでございました。大変重たい議決をいただいたところでございます。しかし、この内容をしっかり真摯に受けとめさせていただきまして、これからの事務執行に努めてまいりたいと思います。

それから、本会議の中で一般質問あるいは予算審議、議案審議の中で、本当に貴重な御意見を今回も数多くいただいたところでございます。全て管理職が出席をした中でのやり取りでございましたので、それぞれ管理職、現場のほうへ持ち帰らせていただきまして、全職員に伝えていただき、これからの事務執行、遺漏のないように万全を期してまいりたいと思いますので、今後ともどうかよろしく願いいたします。

それから、この後、閉会ということになるわけでございますが、引き続き、全員協議会のほうで1点御報告を申し上げたい案件がございます。先般、新聞報道等でもございましたが、これまでの最高裁判所裁判官の国民審査、この投票用紙の保存年限の関係で不手際があったということで、これは、吉賀町に限らず、県内19市町村のうち、数自治体で発覚をしたということでございますが、当町といたしましては、早速その案件が判明した段階でプレス発表もさせていただき、

きょう直近の議会の終了後に、担当の総務課長のほうから、この後、御報告をさせていただきたいと思います。大変お疲れのところ恐縮でございますが、引き続きどうかよろしく願いいたします。

定例会、本当にお世話になりました。ありがとうございました。

○議長（安永 友行君） 以上で、本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。これで会議を閉じます。

平成30年第4回吉賀町議会定例会を閉会いたします。

午後2時50分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員